

【重要事項説明書〈契約概要・注意喚起情報のご説明〉】

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保障の対象となる方とする場合等、ご加入者と保障の対象となる方が異なる場合には、本内容を保障の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

◆マークのご説明



共済商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

組合役員コース

組合員一括コース

行事コース(日帰り行事タイプ)

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

この共済は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保障の対象となる方とする団体契約(行事コース(日帰り行事タイプ)は包括契約)です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる保障、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この商品は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

組合役員コースの自家共済と損害保険の組み合わせ状況の概略は次の通りです。

	自家共済	損害保険	保険の種類	数字:日
【給付項目】				
1. 死亡・後遺障害給付金			＜総合生活保険(傷害補償基本特約)＞	
			※加入タイプごとの金額はパンフレット「給付内容と年間掛金」をご参照ください	
			※後遺障害の程度により死亡給付金の4～100%	
2. 死亡見舞金			一時金(30万円)	
3. 入院給付金	1			180
4. 手術給付金			一時金	
	1		90	
5. 通院給付金				
	1	4	5	180
6. 自宅療養給付金	自己負担			

2. 基本となる保障および主な特約の概要等

基本となる保障の「給付金をお支払いする主な場合」、「給付金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 保障の重複に関するご注意

保障の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や給付金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

*1 総合生活保険(傷害補償基本特約)、特殊な団体傷害保険(行事参加者の傷害危険担保特約)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「保険会社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保障の対象となる方が保障の対象外になったとき等は、保障がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 給付金額の設定

この保険での給付金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

5. 保障期間および保障の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保障期間および保障の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6. 掛金の払込方法等

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりません。お引受け

ける商品ごとの告知事項は下記①②をご確認ください(項目名は商品によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として保障を追加する場合も同様に、変更時点で下記①②の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

①総合生活保険(傷害補償)

他の保険契約等*1が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

②行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険

保障の対象となる方の人数が告知事項かつ通知事項(☆)となります。

他の保険契約等*1が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

*1 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、保険会社にて保険のお引受けができない場合があります。

2. クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3. 死亡給付金受取人

死亡給付金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保障の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡給付金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡給付金受取人を特定の方に指定する場合は、保障の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。死亡給付金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

4. ご加入の際のご注意

往復途中の事故の取扱いについて(組合役員コース、組合員一括コース、行事コース(日帰り行事タイプ)):「往復途中傷害危険担保特約・往復途中傷害危険補償特約」がセットされているので、組合活動、組合行事に参加するための往復途中に被ったケガについては、次のいずれも充足する場合に限り、給付金お支払いの対象となります。

- 組合活動・組合行事に参加する目的をもって住居を出発する前に、その組合活動に参加する保障の対象となる方が保険契約者の備える名簿により確定していること。
- 活動場所・活動日・行事開催地・開催日等が保険契約者の備える資料により確定していること。

III

ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等

【告知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする給付金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりません。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保障期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保障期間の終了時までには保障を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に給付金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えくださいますようお願いいたします。

2. 解約される時

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、保険会社所定の計算方法で掛金を返還、または未払掛金を請求*1することがあります。返還または請求する掛金の額は、掛金の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する掛金があっても、原則として払込みいただいた掛金から既経過期間*2に対して「月割」で算出した掛金を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、保障内容や掛金が変わったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 保障の対象となる方からのお申出による解約

保障の対象となる方からのお申出により、その保障の対象となる方に係る保障を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保障の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4.満期を迎えるとき

【保障期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 給付金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 保険会社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の保障については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の保障内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の掛金】

掛金は、商品ごとに、更新日現在の掛金率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の掛金は、更新前の掛金と異なることがあります。

【給付金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について給付金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の保障内容です。更新前の保障内容とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV

その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱い

● UAセンセン福祉共済互助会は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に、ご加入者および保険の対象となる方の保険加入情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

● 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故発生の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（傷害補償）、行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険で、ご加入者以外の方を保障の対象となる方とするご加入について死亡給付金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保障の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保障の対象となる方または給付金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、保険会社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、給付金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、給付金、返れい金等は、保障内容ごとに下表のとおりとなります。

保障期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る給付金については100%）まで保障されます。

4.その他ご加入に関するご注意事項

- 保険会社の代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、保険会社の代理店と有効に成立したご契約については保険会社と直接締結されたものとなります。

- 加入者証はご加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着したら、ご意向とおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者証が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保障期間の終了時まで保管してご利用ください。なお、行事コースについては、「振込金受領書」を「加入者証」とさせていただきます。
- ご不明な点等があれば、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 保障の対象となる組合員の名簿を常に備えていただくことが必要です。
- 組合役員コース、組合員一括コース、行事コース（年間一括加入型）にご加入の場合は、保障期間終了後、確定掛金を算出し、既に領収した暫定掛金に過不足がある場合はその差額を精算させていただきます。

5.事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（行事コース（日帰り行事タイプ）は30日以内に）パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 給付金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保障の対象となる方、給付金の受取人であることを確認するための書類
 - ・保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保障の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（保険会社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、保険会社が支払うべき給付金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・保険会社が給付金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保障の対象となる方または給付金の受取人に給付金を請求できない事情があり、給付金の支払いを受けるべき保障の対象となる方または給付金の受取人の代理人がいな場合は、保障の対象となる方または給付金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち保険会社所定の条件を満たす方が、保障の対象となる方または給付金の受取人の代理人として給付金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
*1 法律上の配偶者に限ります。
- 給付金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保障の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、保険会社がその損害に対して給付金を支払ったときは、その債権の全部または一部は保険会社に移転します。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

東京海上日動火災保険株式会社		指定紛争解決機関 
保険に関するご意見・ご相談等 保険の内容に関するご意見・ご相談等のお申出は以下にて承ります。 担当課 広域法人部 団体・協同組織室 TEL 03-3515-4151	事故のご連絡・ご相談は 事故受付センター（東京海上日動安心110番）  0120-720-110 (受付時間:365日24時間)	一般社団法人日本損害保険協会そばADRセンター 東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/) 03-4332-5241 (全国共通) 受付時間:午前9時15分～午後5時(土日祝・年末・年始を除きます。)

下記【ご加入内容確認事項(意向確認事項)】も必ずお読みください。

ご加入内容確認事項【意向確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 給付金をお支払いする主な場合
- ☐ 給付金額、免責金額(自己負担額)
- ☐ 保障期間
- ☐ 掛金・掛金払込方法
- ☐ 保障の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【すべての保障に共通してご確認ください事項】

- ☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませか？

特に「給付金をお支払いしない主な場合等」、「告知義務・通知義務等」、「保障の重複に関するご注意^{*1}」についてご確認ください。

^{*1} 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、保障範囲が重複することがあります。

◆本説明書で用いる用語の解説

ご契約者 (ご加入者)	共済契約の当事者(掛金を払い込みいただく方)であり、共済契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。
特約	普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけで契約することはできません。
解約	ご加入者からの意思表示によって、共済契約の効力を失わせることをいいます。包括契約に関する特約をセットした契約については、ご加入者より解約に必要な手続きをとっていただきます。
解除	保険会社からの意思表示によって、共済契約の効力を失わせることをいいます。

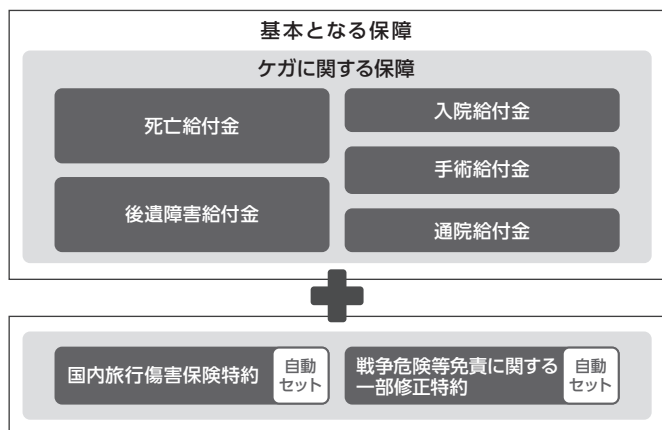
I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

この共済は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保障の対象となる方とする包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は原則としてご契約者が有しています。基本となる保障は、パンフレット等に記載のとおりです。

ご契約者となる団体やご加入いただける保障の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

※国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。)。基本となる保障は以下のとおりです。



2. 基本となる保障および給付金額等の引受条件等

①基本となる保障

●給付金をお支払いする主な場合、お支払いする給付金および給付金をお支払いしない主な場合はパンフレット等をご参照ください。

※ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

※ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、日射または熱射によって生ずる熱中症(以下、「熱中症」といいます。)、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、熱中症を除き、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください

②給付金額等の引受条件

●各給付金額・日額とも引受けの限度額があります。死亡・後遺障害給付金については、保障の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保障の対象となる方が始期日時時点で満15歳未満の場合や、ご加入内容に対する保障の対象となる方の同意がない場合にはご注意ください。

●実際にお客様がご加入される給付金額・日額については、加入依頼書等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



③保障期間および保障の開始・終了時期

●保障期間: 旅行期間にあわせて、最長1か月までの間で設定してください。

・この共済では、旅行期間とは国内旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保障の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

・交通機関が遅延、欠航または運休した場合、保険の対象となる方が医師等の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。

・実際にお客様がご加入される保障期間については、加入依頼書等をご確認ください。

●保障の開始時期: 保障期間(共済のご加入期間)の初日の午前0時*1

●保障の終了時期: 保障期間(共済のご加入期間)の末日の午後12時。ただし、保障期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に保障は終了します。

*1 保障期間が始まった後であっても、ご加入の代理店または保険会社が掛金を領収する前に生じた事故による損害等に対しては給付金をお支払いできません。

3. 掛金の払込方法等

①掛金の払込方法

掛金の払込方法の詳細については、代理店または保険会社までお問い合わせください。

②掛金の払込猶予期間

●掛金はご加入またはご加入内容の変更と同時に払い込みください。
●この共済には掛金の払込猶予期間はありません。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この共済には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 保障の重複に関するご注意

●保障の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。

●保障が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や給付金額をご確認のうえで、特約等の可否をご検討ください。*2
*1 国内旅行傷害保険以外の共済契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、保障がなくなることがありますので、ご注意ください。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務

加入依頼書等に★のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(保険会社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。

★:告知事項	●旅行行程中にお仕事に従事する場合には、その内容 ●他の保険契約等*1を締結されている場合には、その内容(同時に申込み契約を含みます。)
--------	---

*1 この共済契約以外にご契約されている、この共済契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、保険会社にて共済のお引受けができない場合があります。

2. クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

国内旅行傷害保険は、保障期間が1年を超える契約はできませんので、クーリングオフの対象外となります。

3. 死亡給付金受取人

●死亡給付金は原則として法定相続人にお支払いします。死亡給付金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保障の対象となる方の同意を得てください。同意のないままにご加入された場合、共済契約は無効となります。

●企業等がご加入者および死亡給付金受取人となり、従業員等を保障の対象となる方とするご加入については、保障の対象となる方のご家族等に対し、共済への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

III 契約締結後におけるご注意事項

1. ご連絡いただきたい事項

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご加入の代理店または保険会社までご連絡ください。

2. 解約される時

ご加入いただく共済を解約される場合は、ご契約の代理店または保険会社にご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

●包括契約に関する特約をセットした契約については、ご加入者よりご契約者へご連絡いただき、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。
●契約内容や解約の条件によっては、掛金を返還させていただくことがあります。
●返還される掛金があっても、多くの場合、払い込まれた掛金の合計額より少ない金額となりますので、旅行期間終了までご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

3. 保障の対象となる方からのお申し出による解約

保障の対象となる方からのお申し出により、その保障の対象となる方に係る保障を解約できる制度があります。詳細については、代理店または保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、保障の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

1. 個人情報の取扱い



UAゼンセン福祉共済互助会は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供します。

●東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保障の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2. ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入者以外の方を保障の対象とする方とするご契約で、死亡給付金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合について、その保障の対象となる方の同意を得なかった場合には、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保障の対象となる方または給付金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、保険会社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/）をご確認ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、給付金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、この共済は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、給付金、返れい金等は、原則として80%＊1まで保障されます。
- ＊1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る給付金については100%まで保障されます。

5. その他契約締結に関するご注意事項



●保険会社の代理店は保険会社との委託契約に基づき、共済契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、保険会社の代理店との間で有効に成立したご契約につきましては保険会社と直接締結されたものとなります。

- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に共済契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 加入依頼書等を代理店または保険会社へ送付される場合は、ご加入の始期までに到着するよう手配してください。加入依頼書等をご加入の始期までに代理店または保険会社へ到着しなかった場合は、後日お申込み手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保障の対象とする方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、保障がなくなることがありますので、ご注意ください。

6. 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または保険会社までご連絡ください。
- 損害が盗難によって生じた場合には、ただちに警察署への届出等が必要となります。
- 給付金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況を証明する書類または証拠
 - ・住民票、戸籍謄本等の保障の対象となる方または保障の対象であることを確認するための書類または証拠
 - ・保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、保障の対象となる方以外の医師の診断書・領収書および診療報酬明細書等
 - ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、保険会社が支払うべき給付金の額を算出するための書類または証拠
- 保障の対象となる方に給付金を請求できない事情があり、給付金の支払いを受けるべき保障の対象となる方の代理人がいないう場合は、保障の対象となる方の配偶者＊1または3親等内のご親族＊2（あわせて「ご家族」といいます。）のうち保険会社所定の条件を満たす方が、保障の対象となる方の代理人として給付金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
 - ＊1 法律上の配偶者に限ります。
 - ＊2 法律上の親族に限ります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご不満・ご要望等

保険の内容に関するご意見・ご相談等のお申出は以下にて承ります。

担当課 広域法人部 団体・協同組織室

TEL **03-3515-4151**

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

事故のご連絡・ご相談は
事故受付センター（東京海上日動安心110番）

0120-720-110

（受付時間：24時間365日）

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）



保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/>）

0570-022808（通話料有料）

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。
受付時間：平日午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）

ご契約内容確認事項【意向把握・確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して共済をご利用いただけるよう、ご提案いたしました共済商品がお客様のご希望に沿った内容であること、お申し込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または保険会社までお問い合わせください。

- ① **本共済商品は、国内旅行中のケガ等を保障する共済です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。**
 - ② **パンフレット・加入依頼書等でご案内しております保障内容等をよくご確認ください。**
 - ③ **ご加入される共済が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または保険会社までお申し出ください。**
 - ☐ 給付金をお支払いする主な場合＊
 - ☐ 保障期間（共済のご加入期間。最長1か月までの間で旅行期間に合わせて設定してください。）＊
 - ☐ 給付金額（ご契約金額）＊
 - ☐ 掛金＊

＊詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容については加入依頼書等をご確認ください。
 - ④ **加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は加入依頼書等の訂正が必要となりますので、代理店または保険会社までお申し出ください。**
 - ☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等の有無」欄は正しく告知いただいていますか？
- 「旅行中に下記の運動等を行う場合のみ」ご確認ください。
- ☐ 下記の運動等を行うことについて、代理店または保険会社にお申し出いただきましたか？
- 下記の運動等を行っている間の事故は、給付金お支払いの対象外となります。
- ・山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
 - ・リュージュ、ボブスレー、スケルトン
 - ・航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 - ・その他これらに類する危険な運動
- ⑤ **重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認くださいませましたか？**

お客様にとって不利益となる情報や「告知義務」等が記載されていますので必ずご確認ください。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

1. 告知義務について

- 加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。
※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

2. 通知義務について

- ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。
※通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にもご加入の代理店または保険会社にご連絡ください。

3. 事故が起こった場合の手続き

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、給付金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

● 給付金請求に必要な主な書類

給付金のご請求にあたっては、給付金の請求書、損害見積書のほか、保障の対象の盗難による損害の場合は、所管警察署の証明書またはこれに代わるべき書類をご提示いただく必要があります(その他事故の状況に応じて必要な書類をご提示いただく場合があります)。

● 給付金請求の時刻

給付金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

4. 他の保険契約等との関係

- この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下、「他の保険契約等」といいます。)がある場合は、次のとおり給付金をお支払いします。
・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて給付金をお支払いします。
・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて給付金をお支払いします。

5. 加入者証

- 加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

6. 代理店の業務

- 代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

7. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、給付金、返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り。))またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、給付金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月が経過するまでに発生した保険事故に係る給付金については100%)まで保障されます。
(※) 保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その保障の対象となる方である個人等がその掛金を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その保障の対象となる方に係る部分については、上記保障の対象となります。

8. ご加入者と保障の対象となる方が異なる場合

- ご加入者と保障の対象となる方が異なる場合は、このご案内の内容を保障の対象となる方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

9. 示談交渉サービスは行いません

- この保険には、保険会社が保障の対象となる方に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、保障の対象となる方ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知ください。
なお、引受保険会社の承認を得ないで保障の対象となる方側で示談交渉および締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を給付金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

10. 給付金請求の際のご注意

- 責任保険において、保障の対象となる方に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、保障の対象となる方が引受保険会社に対して有する給付金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が給付金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。保障の対象となる方は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して給付金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため引受保険会社が給付金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。
①保障の対象となる方が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が保障の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③保障の対象となる方の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、給付金を支払う場合

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1) ご加入時にご契約者または保障の対象となる方に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の給付金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者または保障の対象となる方が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく給付金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
・ご契約者または保障の対象となる方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく給付金の請求に関し、保障の対象となる方に詐欺の行為があった場合

12. 保障の重複に関するご注意

- 保障内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金・給付金が支払われない場合があります。保障内容の差異や支払限度額をご確認のうえで、ご契約の要否をご検討ください。

13. その他ご注意ください

- この共済はUAゼンセンをご契約者とし、UAゼンセンに加盟されている組合を記名被保険者とする施設賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等はご契約者であるUAゼンセンが有します。
● 「そんばADRセンター(指定紛争解決機関)」については、重要事項説明書P5をご確認ください。

このパンフレットは組合活動共済(組合役員コースの保険会社引受部分(※)・組合員一括コースについては総合生活保険(傷害補償基本特約)、行事コース(日帰り行事タイプ)については特殊な団体傷害保険(行事参加者の傷害危険担保特約)、行事コース(宿泊行事タイプ)については国内旅行傷害保険、組合賠償責任コースについては施設賠償責任保険(施設所有者特別約款、管理下財物損壊等担保特約・生産物危険担保特約(イベント用))の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」、「ご契約の際にご注意いただきたいこと」をよくお読みください。

(※) 組合役員コースについては、死亡給付金と後遺障害給付金ののみ損害保険会社で引受を行なっています(総合生活保険(傷害補償基本特約))。保険会社引受部分についての詳細は、保険会社よりご契約者であるUAゼンセンの代表者にお渡ししております保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、UAゼンセン共済センターまでご請求ください。また、組合活動共済の内容について、給付金のお支払条件、ご加入手続、その他ご不明な点等がありましたら、UAゼンセン共済センターまたは東京海上日動火災保険株式会社にお問い合わせください。なお、ご加入者と保障の対象となる方(または保障を受けることができる方)が異なる場合は、ご加入者よりこのパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願いいたします。
また、パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保障期間の終了時まで保管してご利用ください。
ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- 代理店株式会社ジー・エル・シーは引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・掛金の領収・掛金領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店株式会社ジー・エル・シーとの間で有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- 組合役員コース、組合員一括コースの給付金の支払いは東京海上日動火災保険株式会社の「総合生活保険(傷害補償基本特約)」の普通保険約款・特約に従います。行事コース(日帰り行事タイプ)の給付金の支払いは東京海上日動火災保険株式会社の「特殊な団体傷害保険」の普通保険約款・特約に従います。行事コース(宿泊行事タイプ)の給付金の支払いは東京海上日動火災保険株式会社の「国内旅行傷害保険」の普通保険約款・特約に従います。組合賠償責任コースの給付金の支払いは東京海上日動火災保険株式会社の施設賠償責任保険の保険約款および付帯される特約条項に従います。
- 国内旅行傷害保険(行事コース(宿泊行事タイプ))はUAゼンセンを保険契約者としUAゼンセン組合員を保障の対象となる方とする国内旅行傷害保険包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてUAゼンセンが有します。
なお、保険契約者はご加入者から解約、変更請求の申し出があった場合には必ずこれに応じて必要な対応を行います。

※また、本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引受部分については「保障期間・共済・給付金・掛金・保障・保障の対象となる方」は、保険約款に基づき、それぞれ「保障期間・保険・保険金・保険料・補償・被保険者」と読み替えるものとします。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に共済の保障内容がご希望に沿った内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認ください。記入漏れ・記入誤りがあった場合は、追記・訂正をお願いいたします。